

目黒会九州支部 会則

第1条 名称：本会は「目黒会九州支部」と言う。

第2条 目的：本会は会員相互の連携を密にし、親睦を図り且つ相互研鑽を目的とする。

第3条 会員：本会員の資格は、九州に在住または勤務する電気通信大学(大学院を含む)、
電気通信大学短期大学部、通信講習所、無線電信講習所などを卒業した或
いは修了した者並びに関係者及びその家族を含むものとする。
ただし、勤務地等が九州外でも、本人が希望する場合は会員とする。

第4条 役員：本会は役員として10名以上を選任するものとし、その中から支部長、副支
部長及び会計を置くものとする。

第5条 役員の任期：任期は1年とし、留任を妨げないものとする。

第6条 会費及び会計報告：会費は必要の都度、徴収する。

第7条 支部会：毎年1回以上、支部会を行うが、総会はおおむね毎年9月とする。

以 上